

外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会

ニュースレター

第 82 号

2013 年 3 月 1 日発行

[事務局] 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52 号室

[編集] 在日韓国人問題研究所 (RAIK)

☎03-3203-7575 FAX: 03-3202-4977 E-mail: raik.kccj@gmail.com

郵便振替: 00190-4-119379

ホームページ: <http://www.gaikikyo.jp>

*外キ協は 2012 年 1 月 26 日、「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会」と改称

◆全国キリスト者集会アピール◆

東北の被災地で「多民族・多文化共生」を祈る

2013 年 1 月 24 日から 25 日にかけて、「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会」(外キ協)は、第 27 回全国協議会を日本基督教団東北教区センター・エマオにて開催しました。「東北の被災地から『多民族・多文化共生』を考える」という主題のもとに、韓国基督教教会協議会正義・平和委員会、各地外キ連および外キ協加盟各教派・団体の代表者約 40 名が参加しました。協議会では、東日本大震災における外国人被災者の現状や外国人被災者支援の今後の課題について共有し、多民族・多文化共生社会の実現について論議しました。

そして今日 26 日、日本バプテスト仙台基督教会において、「東北の被災地で『多民族・多文化共生』を祈る」の主題のもと、「第 27 回『外国人住民基本法』の制定を求める全国キリスト者 1・26 集会」を開催しました。

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、地域社会において孤立し、顧みられることがなかった外国人住民の状況を明らかにしました。そのような外国人住民が地域の一員として受け入れられることのできる社会の実現を私たちは求めます。それぞれが互いの文化を分かち合い、次世代に伝えることのできる社会環境作りが不可欠です。寛容さをもって互いの違いを受け入れ合い生かし合う、外国人が暮らしやすい社会は、日本人にも暮らしやすい社会です。

一方で、一人一人の命が顧みられることなく見捨てられていくことが過去にも繰り返されてきたことを思い起こします。本当の共生社会を実現するためには、日本が歩んできた過去の戦争と植民地支配の歴史を振り返り、その責任を明らかにしていくことが必要です。歴史を振り返り、多民族・多文化共生を目指すことは、日本に暮らす全ての人びとが安心して暮らすことのできる社会の実現を求めることでもあります。

2012 年 7 月 9 日、「新しい在留管理制度」が施行されました。私たちは、東北の地で被災外国人と出会うことで、改めてこの制度の持つ問題点を実感しました。在留資格に応じて外国人住民を分断し、厳しい罰則によって管理と排除をすすめるこの制度の背後にあるのは、「外国人住民は居住が許可されているだけで、

共に日本社会を作っていくパートナーではない」という考え方です。この制度は日本人住民と外国人住民との具体的な出会いを阻み、社会の再生を妨げるものなのです。

私たちはこうした制度に反対し、外国人住民を共に地域に暮らすパートナーとする「外国人住民基本法」の制定を求めます。

私たちはこの課題を、厳しい差別にさらされた人びとと寄り添い続けたイエス・キリストの福音宣教の使命として取り組んでいくことを決意します。

2013年1月26日

第27回「外国人住民基本法」の制定を求める全国キリスト者1・26集会 参加者一同
外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会

.....

韓国からの連帯メッセージ

すべての人間の平等のための連帯は、幸福なことです！

仙台において「被災地にて“多民族・多文化共生”を考える」という主題で開かれる第27回外キ協全国協議会と集会を心からお祝いいたします。今年で27回目を迎える今回の集会は、日本のキリスト者たちの継続的な力を象徴しています。一つの課題について長い歳月にわたり、義務や強制ではない自発的な運動を続けることは、民主主義社会やキリスト者の信仰生活の中で実に大事な要素です。自発性が欠如した愛は生気を失った律法主義に陥り、真実さの代わりに「白く塗った墓」のみが残存することになるからです。

私たちは昨年10月、ソウルにおいて外キ協とNCCK（韓国基督教教会協議会）正義・平和委員会の共同主催で「韓・日移住政策と人権についての国際シンポジウム」を開きました。韓日両国のキリスト者たちは、神が与えた人間の普遍的な権利が人種、皮膚の色、言語、宗教にかかわらず、すべての人間に同等に適用されなければならない、と宣言しました。特に移住民150万人時代、200万人時代をそれぞれ迎える韓国と日本の社会が、移住民を単に管理・統制の対象として扱うことは不当である、という点で思いを共にしました。一つの社会で生きていくすべての人は「人間」である事実それ自体をもって貴く平等である、という実に常識的で聖書的な事実をもう一度確認したのです。特に私たちは、韓国と日本の政府が移住民についての認識と政策の変化が何にもまさって重要であるという点を強調しました。

今回の外キ協総会が2011年の衝撃的な災害に見舞われた東北地方の仙台で開かれること自体が重要な意味があります。壮絶な犠牲から立ち上がり新たな出発をする被災地域で、キリスト者たちが祈りつつ再建に寄り添うことは意義深いことです。韓国のキリスト者たちも日本の復興のために祈り、最善を尽くしつつ協力していきます。特に私たちは、家族と財産をなくして絶望と痛みの中でうめく被災地域の復興の場にまで、移住民に対する差別があったという事実、遺憾の意を表します。苦難の中にある隣人に会った時、いかなる条件もなしにまず手当をして助けよ、というのがサマリア人の譬えを通じて聞かされたイエス・キリストの教えです。今回の外キ協の協議と集会が、二重の被災と差別に苦しむ東北地方の移住民たちにとって、わずかでも慰めと励ましになることをお祈りします。

世界教会協議会(WCC)の第10次釜山総会が10カ月後に迫っています。すでに移住民問題は特定地域の問題ではなくアジア、ヨーロッパ、アメリカなど全世界における現象であり、世界はすでに多民族・多文

化共生の関係に入っています。世界の教会はこの移住民の現実問題を共同の宣教課題として告白し、真摯な論議を経て、早急な代案を準備しなければなりません。

このように、キリスト教信仰に立脚して、万民が平等であるという福音を韓・日両国のキリスト者たちが共に証言することは、幸福なことです。時に私たちは孤独であり、また私たちの進む道のりは遠大に見えるかも知れませんが、一方で私たちにはキリストにあって兄弟姉妹たちがいる、という事実で新たな力を得ています。今日の集会在私たちの熱い心を一つに集め、移住民の痛みを慰め、世に向かって神のみ心を宣言する貴い場になることを、切に祈り求めます。

2013年1月26日

韓国基督教教会協議会（NCCK）総務 金英周

【訳＝許伯基】

.....

東北で初めての協議会&全国集会

◆2013年1月24日～25日、仙台で外キ協の第27回全国協議会が開催された。「東北の被災地から多民族・多文化共生を考える」という主題の下、北海道・関東・神奈川・関西・広島・九州の各地外キ連と7教派・団体の代表者、そして韓国NCCの代表者、40人が参加した。

◆協議会に先立ち、「被災地を訪ねる現場研修」が行なわれ、南三陸・石巻の被災地を参加者（20人）がマイクロバスで回った。

◆24日夜、日本基督教団東北教区センター・エマオで開会礼拝（秋葉正二さん）と基調報告（佐藤）のあと、在日三世の社会学者・郭基煥准教授（東北学院大学）による講演「石巻市調査に見る外国人被災者の現在」がなされ、活発な質疑応答が続いた。

◆二日目の25日、聖書研究（中家盾さん）のあと、「外国人被災者支援の今後の課題」と題して許伯基さんと前田圭子さん（日本YWCA震災担当幹事）が発題をし、今後の支援方針について協議した。午後は、「今、被災地から外国人住民基本法を読む」と題するワークショップがあり、続いて全体会で今年度の活動計画について協議した。また、2012年決算報告と2013年予算を承認すると共に、今年度の共同代表と事務局長を、以下の

ように選任した。

○共同代表：網中彰子（日本キリスト教協議会総幹事）／松浦悟郎（日本カトリック司教協議会難民移住移動者委員会委員長）／長崎哲夫（日本基督教団総幹事）／洪性完（在日大韓基督教会総幹事）／李清一（関西外キ連）／吉高叶（日本バプテスト連盟常務理事）

○事務局長：秋葉正二（日本基督教団牧師）

最後に閉会礼拝（井形英絵さん）をもって、東北で初めての全国協議会を終えた。

◆1月26日、日本バプテスト連盟仙台基督教会で「外国人住民基本法の制定を求める第27回全国キリスト者集会」が開かれた。大雪の中、岩手や福島からも駆けつけてくれ、参加者は46人。二人の移住女性、庄司マリーンさん（フィリピンコミュニティーマヤギ）、楊佩琦さん（外国人被災者支援センター）が、日本に来た経緯と3・11の過酷な経験を語ってくれた。その証言を受けて、松浦悟郎さん（日本カトリック難民移住移動者委員会委員長）のメッセージ「名を呼ぶ神に込めて」があり、そのあと李善姫さん（東北大学法学研究科GCOEフェロー）は講演「東北の移住女性たち」の中で、移住女性の現状と課題を詳細に語ってくれた。

●佐藤信行

全国集会に参加して

全国キリスト者集会での李善姫さんのレポートが示唆に富んでいた。それによると、移住女性たちの多くが、農村・漁村の後継者不足による行政あるいは業者の斡旋による国際結婚によって来日した人びとであり、日本人の配偶者としての法的地位を保全するにも、永住資格を申請するにも、夫の協力なしにはなにもできないということであり、言語能力からいっても夫にまったく依存しなければならぬ不安定な状態に置かれている。さらに、夫に先立たれたら何もできなくなる。彼女たちにしてみれば、しっかりとその「家」に入り、「家」の風習を守り「家」の味を料理して「家」の人になることが安全な道だったのだ。

ある被災地では、外国人の女性たちが料理をするというので、お国自慢の料理かと期待したら、しっかりと東北料理がでてきてビックリしたという話を思い出した。そこには自分の文化を発揮する場もないし、同国者同士が集まって楽しむこと

もなかったようである。今回の災害によって、こんなにもたくさんの移住女性が在住していたということが判明したというのも、わかるような気がする。そこでは、よそ者としての偏見、外国人としての偏見、結婚移住に対する偏見という三重の偏見の中に、見えない存在にされている。というよりも、彼女たち自身が不可視化を自ら選択している実態、それは自らを保護するためでもあるかもしれない。

その中で、移住労働者のエンパワーメントのために、なにができるか、という問いかけがなされた。それは彼女たちが自尊心をもって生きることができるようにしっかりとケアをする、仲間にする、グループであれば、その一構成員として入ってもらおう等々、さらに政策的には移民を認めることが必要である。持続可能な支援、息の長い継続的な運動が必要となる。その意味でも、外キ協はまだまだやるべきことがいっぱいあるようだ。

●石川治子

外キ協 2013 年の活動計画

1. 「外国人住民基本法」の制定に向けて

(1) 全国キャンペーン

各地外キ連よりそれぞれの計画案を出してもらい、4月発行の『<外国人住民基本法>逐条解説』を活用して5月～7月、各地外キ連で「学習会」＋「集会」を開催していく。その際、外キ連からの求めに応じて、外キ協事務局から奉仕者を派遣する。

また諸教派・諸団体においては、教区総会などで、署名運動をスタートさせる。教派・団体あるいは教区の各委員会からの求めに応じて、外キ協事務局から奉仕者を派遣する。

(2) 署名運動

「外国人住民基本法の制定を求める国会請願署名」の目標を2万人とする。関係団体（教会関係

団体、キリスト教学校、市民団体など）に協力を依頼する。

(3) 神学校への「特設授業開設」要請

9月、西南学院大学神学部で集中講義が組まれるが、各神学校に対して、あらかじめ奉仕者名を示し、シラバスなどを用意して、開設を呼びかける。

2. 「外国人被災者支援プロジェクト」

プロジェクト第2期（2012年12月～2013年11月）が、「外キ協」「NPO法人笑顔のお手伝い」「東北学院大学郭基煥研究室」によって始まった。宮城県南三陸町、石巻市、仙台市、福島市での日本語教室／多言語教室、仙台に設置された「外国人被災者支援センター」での相談活動を継続すると共に、石巻市調査に引き続いて3月から

気仙沼市での外国人被災者調査を開始する。

3. 「改定入管法」に対して

(1) 法施行から5カ月

2012年7月9日から実施された「改定」入管法・入管特例法・住民基本台帳法の「内容」は、外国人住民200万人の多くには知らされていない。

「改定」入管法は、中長期在留者とされた外国人に対して、煩雑な義務規定を設け、かつ格段の重罰を定めている。それは、外登証を廃止して在留カードとするため、旧「外登法」における種々の義務規定と罰則制度を、軽減することなく、そのまま「入管法」に持ち込んだためである。そのため中長期在留者の外国人は、在留カードの更新や、配偶者と死別・離婚した際、所属機関を変更した際などの変更届出を14日以内に地方入管局にしなければならず（しかも、これらの届出項目は在留資格ごとに違う）、さらに居住地変更の届出先は、地方入管局ではなく市町村にしなければならない。このように煩雑な新制度を、ニューカマーである移住者が十分に理解して履行することは不可能である。そうすると多くの外国人が、意図的な届出拒否ではなく、種々の制度を知らずに「法違反者」になってしまう、という事態が生じることになる。

たとえば東北の被災地の場合、鉄道路線が寸断されたまま、またバスが「週に2便」しかない集落に住んでいる移住女性は、どうやって仙台入管局に行けばいいのか？ 地元では就労の場がなく、日本人の夫は東京、大阪に長期間出稼ぎに行き、仮設住宅で移住女性が子どもを育てている場合も、「配偶者としての活動をしていない」とみなされて在留資格が取り消されているのか？

この改定法は2009年7月に公布され、3年の「準備期間」が設けられて実施された。しかし法務省も総務省も、この間、法改定の概要をホームページやリーフレットで広報するだけで、外国人に課す各種義務規定とその違反に対する罰則を、具体的に、平易に知らせようとする努力をほとんど

どしなかった。法務省はここ10年、「ルールを守って国際化」という標語を掲げているが、外国人にとっては“守るべきルール”を知らされないまま、法実施を迎えたことになる。このことは、法務官僚や総務官僚の頭の中では、「完璧な管理・監視システム」だけが描かれていたことを示している。

(2) 活動計画

ブックレット『改定入管法Q&A』を活用して、改定法の問題点を、日本社会に広く訴えると共に、『Q&A』多言語版を活用して、外国人コミュニティで学習会を開催していく。

昨年、2回にわたって100自治体（**県庁所在都市、政令都市、外国人集住都市会議参加都市、東京23区**）に対するアンケート調査を実施したが、各自治体に対して、外国人の「住民」としての地位と権利を保障するよう求めていく。

また政府関係省庁に対して、改定法（2009年法）の附則・国会附帯決議における検討事項・配慮事項の具体化、非正規滞在者の合法化と住民サービスの確保、難民申請者の法的地位確保を求めていく。

(3) 「2015年問題」

改定法の附則第61条には、「政府は、この法律の施行後3年を目途として、新入管法及び新特例法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、これらの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と明記されている。

改定法実施から5カ月、地方入管局で、市区町村で、外国人がさまざまな不利益を被っている。このような改定法に関わる諸問題を集めて、日本社会に発信していく。そして2015年7月、私たちは改定法の抜本的改正を求めていく。

4. 第5回「青年の旅」

8月、日本・在日教会の青年たちによる北九州—ソウル—釜山の現場研修を実施する。今年の第5回目で、当初予定していた全5回の計画は終了するが、各地外キ連から必ず青年1名を派遣する。

5. 共同研究「移住民の神学的研究」の継続

6. 『歴史をひらくとき』の改定版

日本語版の第二刷も在庫なし。外登法廃止・改定入管法の実施と、外国人被災者の問題を内容に盛り込んで、『歴史をひらくとき』全面改定版をめざす。「編集委員会」を立ち上げ、企画・編集作業に入る。

7. 広報活動

『外キ協ニュース』を定期的に発行し、最新情報を共有していくと共に、ホームページを活用していく。

8. 共同・連帯行動

(1) 全国キリスト教学校人権教育研究協議会

8月19～21日、東北学院大学とエマオを会場に、第24回全国セミナーを開催。

(2) 外国人入権法連絡会

3月、『外国人・民族的マイノリティ人権白書：2013』を発行。

(3) 国際人権活動

4月30日、国連・社会権規約委員会で日本審査。また2014年には、人種差別撤廃委員会、自由権規約委員会の日本審査が行われる。それらに向けて、NGO共同レポートを作成しロビイングを行なう。

(4) 移住労働者と連帯する全国ネットワーク

6月15～16日、神戸で全国フォーラム開催。

国際人権法（社会権規約）と外国人被災者の権利

- 日本は1979年6月、国際人権規約、すなわち「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約（社会権規約）」と「市民的所有および政治的権利に関する国際規約（自由権規約）」を批准した。
- 2009年12月、日本政府は、社会権規約の国内履行状況について第3回定期報告書を国連に提出。
- 2012年5月、国連の社会権規約委員会は、日本政府に対して30項目にわたる「質問事項」を出し、報告書の審査において誠実に答えるよう求めた。
- 2013年4月30日、ジュネーブで開かれる社会権規約委員会において、日本政府第3回報告書の審査が行なわれる。
- 私たちは、社会権規約NGOレポート連絡会として、日弁連と共にカウンターレポートを提出した。

社会権規約の履行に関するNGOレポート

「東日本大震災の外国人被災者」

◆作成＝外国人被災者支援センター◆

*各項目のAは、社会権規約委員会が日本政府に出した質問事項。

BとCは、外国人被災者および人権NGOの観点から、

「問題の概要」と「日本政府に対する勧告案」をまとめたもの。

1. 実態調査と緊急支援

A. 質問事項 para.20（社会権規約第11条）

東日本大震災を含む地震の被災者の生計を支援するためにとられた措置について情報を提供してください。避難および再定住のための

計画の実施にあたり、避難者、およびとくに脆弱な立場に置かれた集団（高齢者、障害のある人、子どもおよび妊婦など）のニーズがどのように考慮されてきたかも明らかにしてください。

B＜問題の概要＞

2011年3月11日、東日本を襲った大地震と津波、そして福島第一原子力発電所の崩壊事故によって、東北に定住する外国人も甚大な被害を受けた。災害救助法が適用された青森・岩手・宮城・福島・茨城県下の149市・町・村に住んでいた外国人は、75,281人に上る。

しかし、震災から2年経過した現在でも、政府による外国人被災者の実態把握はいっさい行なわれていない。したがって、「とくに脆弱な立場に置かれた集団」である外国人被災者のニーズに沿った具体的な支援措置も講じられていない。

一方、被災した自治体の一つである宮城県石巻市は、震災から1年後の2012年3～4月、地元の大学研究室およびNGOと共同で外国人実態調査を実施した。その調査結果によると、外国人有職者のうち49%の人が、震災によって収入が「完全に失った」「半分以上に減った」状態に置かれた。また、外国人被災者のうち「常時雇用」が震災によって19%からさらに12%へと減少すると共に、「無職・専業主婦」が36%から55%へ急増している。

しかし、外国人被災者のこのような窮状に対して、日本政府は生活支援措置をとっていない。

C＜勧告すべき内容＞

1. 政府は予算措置を講じて、被災した自治体および研究機関・NGOと連携し、外国人被災者に対する実態調査を実施すること。とくに、外国人高齢者に対する面接調査と、移住女性に対する母語による調査を実施すること。
2. 政府は予算措置を講じて、自治体および関係機関・NGOと連携し、外国人被災者に対する緊急の生活支援、就労支援を行なうこと。

2. もっとも基本的な住居支援

A. 質問事項 para.21 (社会権規約第11条)

とくに不利な立場に置かれ、周縁化された集団（高齢者など）を対象として、保有権が法的に保障された、十分かつ負担可能な住居へ

のアクセスを確保するためにとられた具体的措置に関する情報を提供してください。強制立退きを行なうことのできる事情について定めた法規定が緩和されたのであれば、当該緩和に関する情報、および脆弱な立場に置かれた集団および個人（高齢者など）の居住権に対して影響が生じているのであれば、当該影響に関する情報も提供してください。

B＜問題の概要＞

石巻市調査によれば、外国人被災者のうち家屋が全壊した人が36%、半壊が28%、一部損壊が23%に上る。そして、今なお67%の外国人被災者が、仮設住宅や、狭いスペースの借家などに住んでいる。また、持ち家に住んでいる場合でも、1階が津波で流されたため、2階で生活している家族が多い。

被災地のほとんどでは、いまだ「防災地域／居住地域」が確定されず、「復興住宅」（公営住宅）の建設もまったく進んでいない。したがって外国人被災者はあと2年、3年と、日本人と同様に、仮設住宅から新居に移転することができない状況にある。

外国人被災者、とりわけ高齢者や移住女性は、住宅支援情報にアクセスすることも、また行政窓口で煩雑な手続きをすることも困難な状態に置かれている。

C＜勧告すべき内容＞

1. 政府は予算措置を講じて、自治体と連携し、「脆弱な立場に置かれた集団および個人」である外国人被災者、とりわけ高齢者や、乳幼児を抱える女性、単身女性の居住権を確保するよう緊急措置を行なうこと。

3. 移住女性に対する緊急支援

A. 質問事項 para.19 (社会権規約第11条)

貧困による影響を不相応に受けているシングルマザー世帯および単身の高齢女性世帯を援助するためにとられた措置の効果に関する情報を提供してください。

B＜問題の概要＞

1990年代以降、日本人との国際結婚で東北の農村・漁村へ移住して来た中国人女性・韓国女性・フィリピン人女性たちが多くいた。外国人登録者数の男女比を見ると、「女性100人」に対して男性の比率が、1990年では岩手県87、宮城県102、福島県87であったのに対して、2010年には岩手県34、宮城県69、福島県47となっていて、女性の割合が圧倒している。それは、国際結婚の移住女性が急増したためである。

しかし、震災によって配偶者を喪った移住女性、あるいは生活環境と家族関係の激変によって離婚せざるをえなかった移住女性も、少なくない。彼女たちは、就業できる職種が狭まれている上、子どもを抱えながら、将来の生活設計を描くことは不可能である。

C＜勧告すべき内容＞

1. 政府は予算措置を講じて、自治体および関係機関と連携し、被災した外国人の「シングルマザー世帯および単身の高齢女性世帯」を援助する緊急措置をとること。
2. 政府は予算措置を講じて、自治体および関係機関・NGOと連携し、移住女性に対する日本語教育と職業訓練の場を設けて就労支援を行なうこと。

4. 無年金者の救済

A. 質問事項 para.15（社会権規約第9条）

年金の受給資格がない高齢者が受給資格を有している社会手当、およびこのような高齢者の増加に対応するためにとられた措置に関する情報を提供してください。

B＜問題の概要＞

被災した在日コリアン12,199人のうち、約6,500人が戦前から日本に住み日本で生まれ育った「特別永住者」の在日一世・二世・三世・四世である。彼ら彼女らは、都市部に集中する一方、被災した5県のほぼ全域の市・町・村に1人～80人が居住していた。つまり、地域社会の中で孤立

して生活していた。しかも、在日コリアンの15%近くが65歳以上の高齢者であり、彼ら彼女らのほとんどが「無年金」である。

それは、1982年に国民年金法の国籍条項が撤廃された際、経過措置がとられなかったからである。そのため関西地方などの自治体では、政府に代わって、無年金の外国人高齢者・障がい者に対して「福祉給付金」として月額10,000～20,000円を支給している。しかし、東北地方の被災した自治体のほとんどは、そのような措置をとらず、無年金のまま放置してきた。したがって、被災地の外国人高齢者（そのほとんどが在日コリアン）は、仮設住宅で、義援金を切り崩してかろうじて生活している。これに対して、政府も自治体も、救済措置をとっていない。

C＜勧告すべき内容＞

1. 政府は予算措置を講じて、自治体と連携して、外国人高齢者・障がい者に対する救済措置をただちに行なうこと。
2. 政府と国会は、無年金の外国人高齢者・障がい者に対して年金を支給するよう法改正を行なうこと。

5. 外国にルーツを持つ子どもの継承語教育

A. 質問事項 para.28（社会権規約第13・14条）

民族的マイノリティおよび移住者家族に属する子ども、とくにコリアン系の子どもに対して根強く残る差別に対応するためにとられた措置とその効果について情報を提供してください。これらの子どもに対して、負担可能な教育（公立学校における自己の言語の教育および自己の文化に関する教育を含む）へのアクセスを保障するためにとられている措置も明らかにしてください。マイノリティ学校に対して締約国が与えている財政援助についての詳しい情報を提供してください。

B＜問題の概要＞

外国人被災者の家庭の多くは、日本人の父と移住女性の母、その子どもたちで構成されている「多

文化家庭」である。石巻市調査では、「家族の中で、あなたの国のことば（母語）が普段から使われている」（31%）、「子どもは、あなたの出身国の文化や歴史についてよく知っている」（35%）となっている一方で、「子どもには、あなたの出身国のことを教えるのが望ましい」とする外国人が82%にも上る。このように移住女性の多くが、子どもに対する「母語＝継承語」と「母国の文化＝継承文化」の教育の場を強く求めている。

日本と外国、二つにルーツを持つ子どもたちが、ダブルの文化をもって生まれたことについて否定的な感情をもつことなく、むしろ肯定的に理解し、自らの財産として受け入れられるよう、「もう一つの文化」と「言語」を習得できる場と機会が学校教育の中に設けられることは、マジョリティである日本人の子どもたちにとっても、多様性を受け入れ尊重する、豊かな感受性を育むことになる。

しかし被災地には、日本の他の地域と同様に、そのような「多文化教育の場」はない。被災した岩手県・宮城県・福島県には朝鮮学校が2校、国際学校が1校あるだけである。

C<勧告すべき内容>

1. 政府は予算措置を講じて、教育委員会および国際交流協会・NGOと連携し、外国人の子どもが継承語・継承文化を学ぶプログラムを実施すること。
2. 政府は予算措置を講じて、外国人学校に通う子どもに対する就学補助金や奨学金などの教育助成措置を行なうこと。

6. 多言語による情報提供と研修プログラム

A. 質問事項 para.20（社会権規約第11条）

B<問題の概要>

被災地では2011年3月11日の激震以降、今でも余震が続いている。また、福島第一原子力発電所の崩壊事故も、まだ収束していない。

そのような状況の中で外国人被災者は、「安全な避難場所」についての情報や、生活情報、子育て支援情報、就労支援情報、放射能汚染に関する

情報を強く求めている（石巻市調査）。

とりわけ、放射能の拡散は、被災地の復興にとって死活の問題であり、子どもを持つ外国人家庭の場合は、子どもの健康に及ぼす影響を深刻に考えざるをえない。日本語ではなく、母語によるその情報提供を求めている外国人が44%に上る。そのことは、日本語が十分ではない移住女性たちの困難さを示している。

外国人被災者、とりわけ移住女性の場合、日本語での日常会話ができて、日本語を「読む」こと、「書く」ことは、きわめて困難である。石巻市調査によれば、日本語での会話は「問題ない」と回答した外国人は61%になるが、「読む」こと42%、「書く」こと30%と下降していく。

震災前、被災地では自治体や国際交流協会、NGOによって「日本語教室」が開かれていたが、教室の数は少なく、その運営助成金もわずかであった。一方、諸外国では政府が社会統合プログラムの一環として移民に対して行なっている語学研修制度があるが、日本にはそのような制度はない。そのため移住者は、日本において、日本語と日本の社会制度（外国人の法的地位や社会保障制度）などを学ぶ場と機会が、ほとんど与えられていない。

C<勧告すべき内容>

1. 政府は予算措置を講じて、自治体と連携し、「安全な避難場所」情報や、放射能汚染情報、生活情報、子育て支援情報、就労支援情報など、多言語による情報提供を行なうこと。
2. 政府は予算措置を講じて、自治体および関係機関・NGOと連携し、住居支援や就労支援、就学支援など、被災者に対するあらゆる支援措置において、通訳をつけての説明と手続きを行なう態勢を作ること。
3. 政府は予算措置を講じて、自治体および国際交流協会・NGOと連携し、外国人に対して、日本語と日本の社会制度を学ぶ研修プログラムを実施すること。
4. 政府は予算措置を講じて、自治体および関係

機関・NGOと連携し、外国人とその子どもに対して、通訳をつけての健康相談と定期的な健康診断を行なうこと。

5. 今回の東日本大震災において行政機関が外国

人被災者に対して十分に機能できなかったことを踏まえ、政府と国会は「災害時差別禁止法」を制定すること、また、自治体は外国人住民との定期的な協議会を設置すること。

外キ協●2012年会計報告(2012年1月~12月)

	予算	決算	(内訳/備考)
<収入>			
1. 前年度繰越	2,079	2,079	
2. 名刺広告	1,772,000	1,580,000	(395口)
3. 全国集会献金	60,000	37,950	
4. 全国協議会参加費	400,000	465,000	
5. 全国運営委員会参加費	400,000	0	(国際シンポジウムにあわせて開催)
6. 特別献金	0	129,723	
7. 書籍売上	200,000	11,400	(『歴史をひらくとき』売上)
8. 教派・団体分担金	40,000	660,000	
9. 全国キャンペーン協賛金	40,000	408,000	
10. 全国キャンペーン献金	660,000	0	
11. 国際シンポジウム参加費	420,000	850,000	
12. 特別プログラム参加費	20,000	263,000	(「青年の旅」参加費・特別献金)
13. 雑収入	800,000	0	
	400,000		
	25,921		
<収入合計>	4,800,000	4,407,152	
<支出>			
1. 1月全国集会経費	1,000,000	827,153	(集会資料集の編集費・印刷費を含む)
2. 全国協議会経費	700,000	829,640	(外キ連交通費補助を含む)
3. 全国運営委員会経費	200,000	120,000	(外キ連交通費補助を含む)
4. 人件費	200,000	600,000	(5万円×12月)
5. 事務費	600,000	147,428	(コピー代、HP運用経費など)
6. 会議費	130,000	40,875	(共同代表者会議など)
7. 通信費	10,000	176,313	(ニュース・ブックレット発送費用など)
8. 活動費	160,000	101,558	(集会派遣費用を含む)
9. 国際シンポジウム経費	10,000	723,000	(日本-韓国チケット代金を含む)
10. 全国キャンペーン経費	10,000	342,417	(署名用紙・リーフレット印刷代、派遣費用含む)
11. 印刷製作費	800,000	47,011	(ニュース印刷費など)
12. 編集費	440,000	39,600	(『歴史をひらくとき』新版編集費など)
13. 資料購入	130,000	44,256	(『外国人登録』購読料など)
14. 振替手数料	40,000	840	(送金手数料)
15. 渉外費・雑費	40,000	40,000	(移住連の年会費など)
16. 特別プログラム	90,000	319,273	(青年の旅経費+交通費一部補助)
17. 次年度繰越	1,000	7,788	
	49,000		
	440,000		
	0		
<支出合計>	4,800,000	4,407,152	

*収入の「8. 教派・団体分担金」「9. 全国キャンペーン協賛金」は、日本カトリック司教協議会、日本NCC、日本基督教団、在日大韓基督教会、日本聖公会、日本バプテスト連盟、日本バプテスト同盟、日本キリスト教会、日本キリスト教婦人矯風会、日本YWCAから。

*「外国人被災者支援プロジェクト」第一期（2011年9月～2012年11月）の会計報告は、4月発行の『プロジェクト第一期報告書』に掲載。

2013年1月～2月 事務局日誌

- 「外国人住民基本法」の制定を求めて
- ・1月10日、被災地から戻り、RAIKで外キ協事務局会議を開いて、全国協議会・全国集会の最終準備をする。
- ・1月12～13日、「全国キリスト教学校人権教育研究協議会」運営委員会（在日本韓国YMCA）。昨年の大阪セミナーの反省と、今年8月に開催する東北セミナー（第24回全国キリスト教学校人権教育セミナー）について協議。
- ・1月24日9時～16時、外キ協の現場研修。マイクロバスで仙台駅を出発して南三陸一石巻の被災地を回る。北海道から九州までの参加者は20人、案内は外国人被災者支援センターの千葉義信さん。
- ・1月24日17時～21時、日本基督教団東北教区センター・エマオで全国協議会。参加者40人。『2013年全国集会資料集』が納品される。
- ・1月25日9時～21時、エマオで全国協議会二日目。昼食のとき東北地区参加者の懇談会をもつ。『石巻市「外国人被災者」調査報告書』が納品される。
- ・1月26日10時～12時、大雪の中、日本バプテスト連盟仙台基督教会で全国集会。46人参加。
- ・1月29日、移住連・入管法対策会議（在日本韓国YMCA）。2013年7月から施行された改定入管法について、法務省・総務省および自治体の動向を集約し、3月の省庁交渉の論点をまとめる。
- ・2月2日午後、「移住労働者と連帯する全国ネットワーク（移住連）」運営委員会（富坂キリスト教センター）。6月に神戸で開催される全国フォーラムなどについて協議。
- ・2月2日夜、「外国人入管法連絡会」運営委員会。『人権白書2013年』の進捗状況などについて協議。
- ・2月5日、改定入管法による「みなし再入国」を認められず永住資格を奪われた移住女性の問題について協議し、法務省入管局に対する緊急要請書をまとめる。
- ・2月8日、在日本韓国YMCAの2・8独立宣言式典に参加。
- ・2月12～15日、日本・ドイツ教会協議会で発題「東日本大震災と外国人被災者」（ハンブルグ大学アカデミーハウス）。
- ・2月18日、移住連・入管法対策会議。今年の活動計画について協議。
- ・2月21日午後、「外国人住民基本法の制定を求める国会請願署名・2012年」を参議院・衆議院に提出。
- ・2月21日夜、外キ協事務局会議（RAIK）。1月全国協議会で作成した年間活動計画の具体化を協議。
- ・2月23日、8月に開催する「第24回全国キリスト教学校人権教育セミナー」の実行委員会（NCC教育部）。講師、会場などを確定し、準備日程などを確認。
- 「外国人被災者」への支援
- ・1月9日、雪の中、仙台から石巻へ。移住女性を対象に昨年7月から始めた石巻日本語教室「スキルアップ講座」を見学したあと、今後の運営について、講師陣（3人）、主催団体の石巻日中友好協会と話し合う。
- ・1月10日、フィリピンにルーツを持つ子どもを対象

に昨年10月から始めた仙台「多言語教室」について、講師と話し合い。1月をもって第1期を終了するが、第2期のプログラムについては今後検討していくことにする。

- ・1月10日、「外国人被災者支援センター」スタッフ会議（仙台）。南三陸、石巻、仙台、名取、福島の各プログラムの進捗状況を共有し、今後の日程を確認する。
- ・1月11日、新聞記者から、外国人被災者の全体状況について電話取材。
- ・1月18日、「支援センター」スタッフ会議のあと、「外国人被災者支援プロジェクト」共同運営委員会（仙台）。今春から始める気仙沼市でのアンケート調査などについて協議。
- ・1月19日、日本基督教団吉祥寺教会で講演「東北の外国人被災者は今」。熱心な質問が続く。
- ・1月20～21日、雪の中、福島へ。日本YWCA活動スペース「カーロふくしま」で、フィリピン人女性7人と面接。日本語での会話は十分できるが、漢字の読み・書きのレベルは一人ひとり違う。面接のあと、「福島移住女性支援ネットワーク」運営会議を開き、就労につながる「日本語サロン」として2月から毎週開設することにする。
- ・1月30日、石巻日本語教室を見学したあと、市役所、NPOを訪ねる。
- ・1月31日、「支援センター」スタッフ会議（仙台）。2月から日本聖公会と共同で始めるホームヘルパー2級資格取得「特訓教室」の日程、会場などを協議。ラジオ局から電話取材。

- ・2月3日、福島で「日本語サロン」を始める（カーロふくしま）。
- ・2月6日、ラジオ局記者を案内して石巻日本語教室、南三陸日本語教室へ。
- ・2月7日、「支援センター」スタッフ会議。各プログラムの進捗状況を共有し、今後の日程を確認する。
- ・2月17日、「福島移住女性支援ネットワーク」運営会議（カーロふくしま）。「日本語サロン」の講師、経費捻出など今後の運営について協議。そのあと、フィリピン人グループ「ハワクカマイ」の総会に参加。
- ・2月19日、「支援センター」スタッフ会議のあと、「プロジェクト」共同運営委員会（仙台）。気仙沼市の「外国人被災者」アンケート調査票の日本語版を確定し、中国語、韓国語、タガログ語、英語の翻訳分担などを決める。
- ・2月20日、石巻で移住女性と面接。相談内容は深刻なもので、弁護士を立てて進めていくことにする。そのあと、石巻ですでに始まったホームヘルパー2級資格取得「特訓教室」を見学したあと、聖公会担当者と今後の授業日程などを打ち合わせる。
- ・2月24日、福島「日本語サロン」（カーロふくしま）。日本語学習のサポートと並行して、移住労働者の相談を受ける。
- ・2月27日、移住労働者の件で、福島労働基準監督署と簡易裁判所に。
- ・2月28日、「支援センター」スタッフ会議（仙台）。おもに3月の活動計画を立てる。

●佐藤信行

『石巻市「外国人被災者」調査報告書』

- ◆震災から1年たった2012年3月26日、石巻市企画部市民協働推進課は、東北学院大学の郭基煥研究室と共同で、20歳以上の外国籍市民426人に「石巻市在住外国人の被災状況と多文化共生についてのアンケート」を送った。
- ◆92人の外国人から、回答が寄せられた。回答者のうち39人から、支援が求められた。

《目次》

◆編集・発行◆東北学院大学 郭基煥研究室

◇石巻市「外国人被災者」調査の経過

1. 調査結果の概要：佐藤信行
2. アンケート集計結果
3. 被災地における多文化共生の未来と課題：郭 基 煥
4. 石巻外国人面接調査からの課題：李 善 姫

◆外国人被災者支援センター

◆頒価◆カンパとして1000円（送料込）

◆申込◆外キ協事務局

FAX : 03-3202-4977

E-mail : raik.kccj@gmail.com